

平成25年3月15日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----|
| ○知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（11・人事課） | 9 |
| ○秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（12・広報広聴課） | 9 |
| ○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（13・市町村課） | 9 |
| ○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（14・障害福祉課） | 10 |
| ○秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例及び秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（15・障害福祉課） | 11 |
| ○秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（16・障害福祉課） | 11 |
| ○秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例（17・健康推進課） | 11 |
| ○秋田県医学生修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（18・医師確保対策室） | 12 |
| ○秋田県犯罪被害者等支援条例（19・県民生活課） | 12 |
| ○秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例（20・環境管理課） | 15 |
| ○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（21・生活衛生課） | 16 |
| ○県営林に関する条例の一部を改正する条例（22・林業木材産業課） | 16 |
| ○風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（23・都市計画課） | 16 |
| ○秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（24・道路課） | 16 |
| ○秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例（25・建築住宅課） | 16 |
| ○一般職の職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（26・教職員給与課） | 17 |
| ○教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（27・教職員給与課） | 17 |
| ○学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（28・高校教育課） | 18 |
| ○秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（29・警務課） | 18 |
| ○秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（30・生活環境課） | 18 |
| ○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（31・議会運営委員会提出） | 19 |

この号で公布された条例のあらまし

◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第11号）

- 1 知事等の現在の任期に係る退職手当について、知事にあつては100分の15、副知事及び非常勤の監査委員にあつては100分の10に相当する額を減ずることとした。（附則第5項関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（秋田県条例第12号）

- 1 行政文書の公開の請求又は個人情報の開示の請求に係る行政文書に、その事業に関し企業経営上の正当な利益を害するおそれのある情報が記録されている場合には、当該行政文書の公開又は開示をしないものとされる企業から、国が経営する企業を除くこととした。
- 2 施行期日
この条例は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第13号）

- 1 権限移譲対象事務等から次の事務を除くこととした。

- (1) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項の規定による養育医療の給付の決定等(第4条及び別表第16関係)
 - (2) 母子保健法第18条の規定による低体重児の届出の受理(第6条及び別表第26関係)
 - (3) 母子保健法第19条第1項の規定による未熟児の保護者に対する訪問指導(第6条及び別表第27関係)
 - (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第4条の規定による薬局の開設の許可等の申請の受理等(別表第85関係)
- 2 次の権限移譲対象事務の対象市町村から市を除くこととした。
- (1) 社会福祉法第31条第1項の規定による社会福祉法人(その経営する社会福祉事業が第二種社会福祉事業のみである者に限る。)の設立の認可等(別表第9及び別表第29関係)
 - (2) 水道法(昭和32年法律第177号)第32条の規定による専用水道の布設工事の設計の確認等(別表第40関係)
 - (3) 水道法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する改善指示等(別表第41関係)
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 4 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第14号)

- 1 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正(第1条による改正)
次に掲げる条例について、引用している障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めることとした。
- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年秋田県条例第41号)
 - (2) 秋田県精神保健福祉センター条例(昭和54年秋田県条例第25号)
 - (3) 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成16年秋田県条例第71号)
 - (4) 秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年秋田県条例第15号)
 - (5) 秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例(平成19年秋田県条例第11号)
 - (6) 秋田県障害児通所給付費等不服審査会条例(平成24年秋田県条例第21号)
- 2 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正(第2条による改正)
引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を改めることとした。(第10条の2関係)
- 3 施行期日
この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の施行の日(平成25年4月1日)から施行することとした。ただし、2は、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成26年4月1日)から施行することとした。

◇秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例及び秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第15号)

- 1 次に掲げる条例について、引用している障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改めることとした。
- (1) 秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年秋田県条例第15号)
 - (2) 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田県条例第66号)
- 2 施行期日
この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成25年政令第5号)の施行の日(平成25年4月1日)から施行することとした。

◇秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第16号)

- 1 次に掲げる条例について、引用している障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改めることとした。
- (1) 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田県条例第64号)(第1条関係)
 - (2) 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田県条例第66号)(第2条関係)

- 2 次に掲げる条例について、引用している障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改めることとした。
- (1) 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）
 - (2) 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第68号）（第3条関係）
 - (3) 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第69号）（第3条関係）
 - (4) 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第72号）（第3条関係）

3 施行期日

この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第4号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行することとした。

◇秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例（秋田県条例第17号）

1 組織（第2条関係）

- (1) 秋田県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督することとした。
- (2) 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理することとした。
- (3) 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事することとした。
- (4) 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置き、県の職員のうちから、知事が任命することとした。

2 部（第3条関係）

- (1) 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができることとした。
- (2) 部に属すべき本部員は、本部長が指名することとした。
- (3) 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てることとした。
- (4) 部長は、部の事務を掌理することとした。

3 委任規定（第4条関係）

この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めることとした。

4 施行期日

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇秋田県医学生修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（秋田県条例第18号）

- 1 医学生修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる要件に、被貸与者が医師となった後直ちに県内の公的医療機関等において医師の業務に従事し医学生修学資金の返還の債務の履行を猶予された後に、通算して2年の範囲内において、県外の医療機関又は研究機関において臨床に関する専門的な知識及び技術を高めるための研修を受けているときその他知事が必要と認める事由があるときを加えることとした。（第8条関係）
- 2 1を大学院生修学資金、臨床研修医研修資金及び専門研修医研修資金について準用することとした。（第13条、第15条及び第17条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県犯罪被害者等支援条例（秋田県条例第19号）

- 1 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 この条例において用いる「犯罪等」等の用語の意義を定めることとした。（第2条関係）
- 3 犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）
- 4 犯罪被害者等支援に関する県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を定めることとした。（第4条～第7条関係）
- 5 知事は、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定め、これを公表しなければならないこととした。（第8条関係）

係)

- 6 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、必要な施策を講ずることとした。(第9条関係)
- 7 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を講ずることとした。(第10条関係)
- 8 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずることとした。(第11条関係)
- 9 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、必要な施策を講ずることとした。(第12条関係)
- 10 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行うこととした。(第13条関係)
- 11 県は、犯罪被害者等からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関との連携の強化その他必要な体制を整備することとした。(第14条関係)
- 12 県は、犯罪被害者等支援の推進に寄与する人材の育成を図るため、必要な施策を講ずることとした。(第15条関係)
- 13 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、必要な施策を講ずることとした。(第16条関係)
- 14 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、6月30日を犯罪被害を考える日とするほか、必要な教育活動及び啓発活動を行うこととした。(第17条関係)
- 15 知事は、毎年、犯罪被害者等支援に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表することとした。(第18条関係)
- 16 県は、市町村が犯罪被害者等支援のための施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な協力を行うこととした。(第19条関係)
- 17 5の計画等を調査審議させるため、秋田県犯罪被害者等支援推進会議を置くこととした。(第20条関係)
- 18 秋田県犯罪被害者等支援推進会議の組織、委員の任期、会長、会議等について定めることとした。(第21条～第24条関係)
- 19 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
 - (3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年秋田県条例第35号)について所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例(秋田県条例第20号)

- 1 事業者は、知事及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないこととした。(第6条関係)
- 2 事業者は、方法書を作成したときは、方法書及び方法書を要約した書類を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。環境影響評価準備書及び環境影響評価書においてもこれと同様とすることとした。(第7条、第15条及び第23条関係)
- 3 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととし、当該説明会の開催等に係る規定を整備することとした。(第7条の2関係)
- 4 対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をしている者又はその委託をした者)は、事後調査を行ったときは、その結果を記載した報告書を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第32条関係)
- 5 秋田県環境影響評価条例(平成12年秋田県条例137号)の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができることとした。(第49条関係)
- 6 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第21号)

- 1 次に掲げる業種について、臨時に設置する施設において連続する20日以上3月未満の営業を行おうとする者に係る

その営業の許可の申請に係る手数料の額を次のとおり引き下げることとした。(第6条関係)

(1件につき)

| 業種 | 改正前 | 改正後 |
|-------|---------|--------|
| 飲食店営業 | 16,000円 | 4,200円 |
| 喫茶店営業 | 9,600円 | 2,400円 |
| 菓子製造業 | 14,000円 | 3,700円 |

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇県営林に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第22号)

1 引用している国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)の条項を改めることとした。(第10条関係)

2 施行期日

この条例は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第42号)の施行の日(平成25年4月1日)から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例(秋田県条例第23号)

1 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年秋田県条例第21号)を廃止することとした。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第24号)

1 引用している道路法施行令(昭和27年政令第479号)の条項を改めることとした。(第3条及び別表関係)

2 太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設により道路を占用する者から占用料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。(別表関係)

(単位：占用面積1平方メートルにつき1年)

| 専用物件 | 占用料の額 | |
|------------------------------|-------------------------|------|
| | 所在地 | |
| | 市 | 町村 |
| 太陽光発電設備及び風力発電設備 | 1,000円 | 820円 |
| 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設 | 近傍類似の土地の時価に0.028を乗じて得た額 | |

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第25号)

1 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを証する書類を提出する場合の長期優良住宅建築等計画の認定及び同計画の変更の認定に係る手数料の額を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請

| 区分 | 手数料の額(1件につき) |
|----|--------------|
| | |

| | 改正前 | 改正後 |
|----------------------------|------------|----------|
| ① 一戸建ての住宅 | 45,000円 | 17,000円 |
| ② 住戸の総数が5戸以下の共同住宅等 | 102,000円 | 31,000円 |
| ③ 住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等 | 163,000円 | 48,000円 |
| ④ 住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等 | 319,000円 | 86,000円 |
| ⑤ 住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等 | 571,000円 | 150,000円 |
| ⑥ 住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等 | 980,000円 | 255,000円 |
| ⑦ 住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等 | 1,811,000円 | 484,000円 |
| ⑧ 住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等 | 2,587,000円 | 692,000円 |
| ⑨ 住戸の総数が301戸以上の共同住宅等 | 3,168,000円 | 836,000円 |

(2) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請

| 区分 | 手数料の額(1件につき) | |
|----------------------------|--------------|----------|
| | 改正前 | 改正後 |
| ① 一戸建ての住宅 | 22,500円 | 8,500円 |
| ② 住戸の総数が5戸以下の共同住宅等 | 51,000円 | 15,500円 |
| ③ 住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等 | 81,500円 | 24,000円 |
| ④ 住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等 | 159,500円 | 43,000円 |
| ⑤ 住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等 | 285,500円 | 75,000円 |
| ⑥ 住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等 | 490,000円 | 127,500円 |
| ⑦ 住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等 | 905,500円 | 242,000円 |
| ⑧ 住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等 | 1,293,500円 | 346,000円 |
| ⑨ 住戸の総数が301戸以上の共同住宅等 | 1,584,000円 | 418,000円 |

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第26号)

1 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)の一部改正(第1条による改正)

- (1) 定時制通信教育手当を支給する職員に副校長を加えることとした。(第23条の2関係)
- (2) 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)を適用する職員に副校長を加えることとした。(別表第4関係)

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年秋田県条例第66号)の一部改正

(第2条による改正)

- (1) 「教育職員」の定義に副校長を加えることとした。(第2条関係)
- (2) 教職調整額を支給する「教育職員」から副校長を除くこととした。(第3条関係)

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第27号)

- 1 教育長の現在の任期に係る退職手当について、100分の10に相当する額を減ずることとした。(附則第3項関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第28号)

- 1 公立小学校等の職員の定数を次のとおりとすることとした。(第1条～第3条関係)

(単位：人)

| 区分 | | 職員の定数 | | | |
|-------------|--------------------|------------------|-------|-------|-----|
| | | 改正前 | 改正後 | 増減 | |
| 公立の小学校及び中学校 | 校長及び教員 | 5,613 | 5,529 | △84 | |
| | 養護教員 | 370 | 358 | △12 | |
| | 栄養教諭及び学校栄養職員 | 118 | 115 | △3 | |
| | 事務職員 | 374 | 366 | △8 | |
| 県立高等学校 | 全日制課程 | 校長、教員、実習助手及び事務職員 | 2,217 | 2,208 | △9 |
| | | その他の職員 | 107 | 92 | △15 |
| | 定時制課程 | 校長、教員、実習助手及び事務職員 | 110 | 110 | 0 |
| | | その他の職員 | 8 | 8 | 0 |
| | 通信制課程 | 教員及び事務職員 | 18 | 17 | △1 |
| | | その他の職員 | 1 | 1 | 0 |
| 県立特別支援学校 | 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員 | 964 | 975 | 11 | |
| | その他の職員 | 78 | 74 | △4 | |
| 計 | | 9,978 | 9,853 | △125 | |

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例(秋田県条例第29号)

- 1 職員の定数を次のとおりとすることとした。(第2条関係)

(単位：人)

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| 区分 | 職員の定数 | | |
|-----------|-------|-------|----|
| | 改正前 | 改正後 | 増減 |
| 警視 | 89 | 89 | 0 |
| 警部 | 180 | 181 | 1 |
| 警部補及び巡査部長 | 1,110 | 1,113 | 3 |
| 巡査 | 582 | 583 | 1 |
| 警察官以外の職員 | 388 | 388 | 0 |
| 計 | 2,349 | 2,354 | 5 |

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第30号）

1 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条関係）

- (1) ぱちんこ屋その他の風俗営業の許可の申請に係る手数料
- (2) ぱちんこ遊技機等が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当しない旨の認定の申請に係る手数料
- (3) ぱちんこ遊技機等の型式が国家公安委員会規則で定める技術上の規格に適合しているか否かの検定の申請に係る手数料
- (4) (2)の認定又は(3)の検定に必要な試験に係る手数料
- (5) ぱちんこ遊技機等の増設その他の変更に係る承認の申請に係る手数料

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第31号）

1 県議会議員の議員報酬月額を次のとおり減額する特例措置の適用期間を、平成27年4月29日まで（現行平成25年5月31日まで）延長することとした。（附則第3項関係）

| 職 名 | 減額前の議員報酬月額 | 減額後の議員報酬月額 | 減 額 率 |
|-----|------------|------------|--------|
| 議 長 | 910,000円 | 864,500円 | 100分の5 |
| 副議長 | 810,000円 | 769,500円 | |
| 議 員 | 780,000円 | 741,000円 | |

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 三 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 四 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 五 秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例及び秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 七 秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例
- 八 秋田県医学生修学資金等貸与条例の一部を改正する条例
- 九 秋田県犯罪被害者等支援条例
- 十 秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 十一 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 十二 県営林に関する条例の一部を改正する条例
- 十三 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例
- 十四 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 十五 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 十六 一般職の職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 十七 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 十八 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 十九 秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例
- 二十 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 二十一 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県条例第十一号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

- 5 知事等の退職手当の額は、知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年秋田県条例第十一号)の施行の際現に知事等の職にある者に支給するものであつて同条例の施行の日を含む任期に係るものに限る。第十条及び第十条の二並びに前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の十五、副知事及び非常勤の監査委員にあつては百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附則第六項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第十二号

秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「国等」を「他の地方公共団体」に改める。

- 一 秋田県情報公開条例(昭和三十二年秋田県条例第三号)第六条第一項第四号(四)
- 二 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八号)第十六条第七号(七)

附 則

この条例は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第四十二号)の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

秋田県条例第十三号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中十一の項を削り、十二の項を十一の項とする。

第六条の表中二の項及び三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項から十の項までを二項ずつ繰り上げる。

第十一条の表四の項中「特定製品」の下に「等」を加える。

別表第九第十一号中「第五十九条」を「第五十九条第二項」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、同表第八号中「の業務」を「に対する業務」に改め、同号を同表第十一号とし、同表中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を削り、第四号を第八号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 法第四十六条の七の規定による解散した社会福祉法人の清算人の氏名等の届出の受理

七 法第四十七条の三の規定による解散した社会福祉法人の清算の終了の届出の受理

別表第九中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 法第三十九条の三の規定による社会福祉法人の仮理事の選任

三 法第三十九条の四の規定による社会福祉法人の特別代理人の選任

別表第九中「市町村(中核市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第十二第二号中「第四十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表第三号中「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

別表第十四から別表第十六までを次のように改める。

別表第十四から別表第十六まで 削除

別表第二十第二号中「第七十条第五項」を「第七十条第六項」に改める。

別表第二十四から別表第二十七までを次のように改める。

別表第二十四から別表第二十七まで 削除

別表第二十九第十一号中「第五十九条」を「第五十九条第二項」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第十号を第十三号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第五号を削り、第四号を第八号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 法第四十六条の七の規定による解散した社会福祉法人の清算人の氏名等の届出の受理

七 法第四十七条の三の規定による解散した社会福祉法人の清算の終了の届出の受理

別表第二十九中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 法第三十九条の三の規定による社会福祉法人の仮理事の選任

三 法第三十九条の四の規定による社会福祉法人の特別代理人の選任

別表第二十九中「市町村(中核市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第四十及び別表第四十一中「市町村(保健所を設置する市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第七十二の六第一号から第三号までの規定中「特定製品」の下に「等」を加える。

別表第八十五第十九号中「法」という。)」の下に、「薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第八条の規定により従前の例によることとされる旧法による改正前の法(以下この号において「旧法」という。)」を加え、「附則第二条から第四条まで」を「附則第三条」に改め、(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)を(二)とし、(五)を削り、(六)を(三)とし、(七)を(四)とし、同号(八)中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同号中(ハ)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 法第三十五条第三項ただし書の規定による卸売販売業の営業所管理者の兼務の許可の申請の受理

別表第八十五第十九号中(ハ)を(五)とし、(ハ)を(六)とし、(ハ)の次に次のように加える。

(九) 法第三十八条において準用する法第十条の規定による医薬品の販売業の廃止等の届出の受理

別表第八十五第十九号中(出)を(ハ)とし、(出)を(六)とし、(出)の次に次のように加える。

(ロ) 法第四十条第一項において準用する法第十条の規定による高度管理医療機器等の販売業等の廃止等の届出の受理

別表第八十五第十九号(ロ)を次のように改める。

(ロ) 旧法第二十四条第二項の規定による薬種商販売業の許可の更新の申請の受理

別表第八十五第十九号中(イ)を(ロ)とし、(ロ)から(ロ)までを一つずつ繰り下げ、(ロ)の次に次のように加える。

(ロ) 旧法第三十八条において準用する旧法第十条の規定による薬種商販売業の廃止等の届出の受理

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- 一 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年秋田県条例第四十一号)第十条の二第二号
 - 二 秋田県精神保健福祉センター条例(昭和三十四年秋田県条例第二十五号)第三条第六号及び第七号
 - 三 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)別表第十二第一号
 - 四 秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年秋田県条例第十五号)第一条
 - 五 秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例(平成十九年秋田県条例第十一号)第一条
 - 六 秋田県障害児通所給付費等不服審査会条例(平成二十四年秋田県条例第二十一号)第一条
- (議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号)の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

秋田県条例第十五号

秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例及び秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

- 一 秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年秋田県条例第十五号)第二条第二項
- 二 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十六号)第二条第七号

附 則

この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十五年政令第五号)の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

秋田県条例第十六号

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附則第二項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

- 一 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十八号)第四条第一項第一号
- 二 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十九号)第二条第二号
- 三 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十二号)第八条第一項第一号

附 則

この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成二十五年厚生労働省令第四号)の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

秋田県条例第十七号

秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十六条の規定に基づき、秋田県新型インフルエンザ等対策本部(同法第二十二條第二項の規定に基づき設置する対策本部をいう。以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置き、県の職員のうちから、知事が任命する。

(部)

第三条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任規定)

第四条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

秋田県条例第十八号

秋田県医学生修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

秋田県医学生修学資金等貸与条例(平成十七年秋田県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二号に掲げる事由により返還債務の履行を猶予することができる期間は、通算して二年以内とする。

第八条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 前項第二号に掲げる事由により返還債務の履行が猶予された後に、県外の医療機関又は研究機関において臨床に関する専門的な知識及び技術を高めるための研修を受けているときその他知事が必要と認める事由があるとき。

第十二条の表第七条第一項第四号の項、第十五条の表第八条第二項第一号の項及び第十七条の表第八条第二項第一号の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------|----|-------------------------|
| 第八条第二項第三号 | 研修 | 研修(規則で定める診療科に関する研修に限る。) |
|-----------|----|-------------------------|

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県医学生修学資金等貸与条例第八条第二項(同条例第十三条、第十五条及び第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日前に秋田県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第七十三号)による改正前の秋田県医師修学資金貸与条例(平成十七年秋田県条例第二十三号)の規定に基づく修学資金又はこの条例による改正前の秋田県医学生修学資金等貸与条例の規定に基づく医学生修学資金、大学院生修学資金、臨床研修医研修資金若しくは専門研修医研修資金(以下「修学資金等」という。)の貸与を受けた者に係る修学資金等であつて、この条例の施行の際現に、貸与の契約の期間中のもの又は返還の債務の履行を猶予されているものについても適用する。

秋田県条例第十九号

秋田県犯罪被害者等支援条例

目 次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本的施策(第八条―第十九条)

第三章 秋田県犯罪被害者等支援推進会議(第二十―第二十四条)

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族(配偶者にあつては、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者(以下「内縁の配偶者等」という。)を含む。)又は遺族(配偶者にあつては、内縁の配偶者等を含む。)
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること。
- 二 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が、途切れることなく提供されること。
- 三 犯罪被害者等が、共に生きる地域社会の一員として尊重され、不当な差別的取扱いを受けないようにすること。
- 四 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、様々な支援を必要とすることを踏まえ、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携し、協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないように十分配慮するとともに、国、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等に対して犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないように十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するように努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、国、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に協力するように努めなければならない。

第二章 基本的施策

(基本計画)

第八条 知事は、犯罪被害者等支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等支援のための施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(心身に受けた影響からの回復)

第九条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるように必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十一条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(秋田県営住宅条例(平成十四年秋田県条例第三十二号)第三条第一号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十二条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第十三条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行うものとする。

(連携体制の整備)

第十四条 県は、犯罪被害者等からの各種の相談に総合的に応ずることができるようになるため、国、市町村、民間支援団体その他の関係機関との連携の強化その他必要な体制を整備するものとする。

(人材の育成)

第十五条 県は、犯罪被害者等支援の推進に寄与する人材の育成を図るため、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第十六条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第十七条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、犯罪被害を考える日を設けるほか、必要な教育活動及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 犯罪被害を考える日は、六月三十日とする。

(年次報告)

第十八条 知事は、毎年、犯罪被害者等支援に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十九条 県は、市町村が犯罪被害者等支援のための施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第三章 秋田県犯罪被害者等支援推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 第八条第三項の規定による諮問に応じ調査審議をさせるため、秋田県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ、犯罪被害者等支援の推進についての重要事項及び犯罪被害者等支援のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二十一条 推進会議は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、市町村の職員、民間支援団体の業務に従事する者、犯罪被害者等及び事業者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十二条 推進会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第二十三条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第二十四条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている県の犯罪被害者等支援に関する基本的な計画であつて、犯罪被害者等支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第八条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「交通安全対策会議の委員及び特別委員」を「交通安全対策会議の委員及び特別委員
犯罪被害者等支援推進会議の委員」に改める。

秋田県条例第二十号

秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例

秋田県環境影響評価条例(平成十二年秋田県条例第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)」を加える。

第七条中「前条の地域内において、方法書を」を削り、「縦覧に供しなければ」を「方法書及び要約書を前条の地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条の地域内において、方法書の記載事項を固知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告するとともに、知事及び第六条の市町村長に通知しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、知事及び第六条の市町村長に対し、その状況を報告しなければならない。

5 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

6 事業者は、前項の規定により方法書説明会を開催しない場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に改める。

第十四条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「及び第十六条第五項」を削る。

第十五条中「関係地域内において、準備書及び要約書を」を削り、「縦覧に供しなければ」を「準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十六条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項から第七項までを削る。

2 第七条の二第二項から第七項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「第六条」とあるのは「第十四条第一項」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第十六条第三項において準用する前項」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び同条第二項において準用する第二項から第六項まで」と読み替えるものとする。

第二十三条中「関係地域内において、評価書及び要約書を」を削り、「縦覧に供しなければ」を「評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第三十二条第二項中「送付しなければ」を「送付するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第三十四条第一項中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第三十五条の表第三十一条の項中「法対象事業者を」を「法対象事業を」に改める。

第四十五条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。

第四十九条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第七条、第十五条又は第二十三条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る秋田県環境影響評価条例第五条第一項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第十三条第一項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)又は同条例第二十一条第二項に規定する環境影響評価書(以下「評価書」という。)について適用する。

3 新条例第七条の二(新条例第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

4 新条例第三十二条第二項(新条例第三十五条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行った事業者(秋田県環境影響評価条例第二条第四項に規定する事業者及び環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第五項に規定する事業者をいう。)につい

て適用する。

秋 田 県 条 例 第 二 十 一 号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号中ロをへとし、イの次に次のように加える。

ロ 臨時に設置する施設において連続する二十日以上三月未満の営業を行おうとする者 一件につき 四千二百円

第六条第二項第二号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号中ロをへとし、イの次に次のように加える。

ロ 臨時に設置する施設において連続する二十日以上三月未満の営業を行おうとする者 一件につき 二千四百円

第六条第二項第三号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号中ロをへとし、イの次に次のように加える。

ロ 臨時に設置する施設において連続する二十日以上三月未満の営業を行おうとする者 一件につき 三千七百円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 二 十 二 号

県営林に関する条例の一部を改正する条例

県営林に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附 則

この条例は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第四十二号)の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

秋 田 県 条 例 第 二 十 三 号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和三十五年秋田県条例第二十一号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋 田 県 条 例 第 二 十 四 号

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路占用料徴収条例(昭和三十二年秋田県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第七条第九号」を「第七条第十一号」に改める。

別表令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------------|------------------|----------------|-----|
| 令第七条第二号に掲げる工作物 | 占有面積二平方メートルにつき一年 | 1,000 | 八二〇 |
| 令第七条第三号に掲げる施設 | | Aに〇・〇二八を乗じて得た額 | |

別表令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表令第七条第六号に掲げる施設、令第七条第七号に掲げる施設、令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物、令第七条第十号に掲げる器具及び令第七条第十一号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第七号」を「第七条第九号」に、「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に、「第七条第十号」を「第七条第十二号」に、「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改め、同表の備考第七号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 二 十 五 号

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例(平成二十一年秋田県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

| 区分 | 手数料の額(一件につき) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 法第五条第一項から第三項までの規定による計画の認定の申請(以下「計画認定申請」という。) (一) 一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。)第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。)に係るもの (二) 住戸の総数(計画認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。)が五戸以下の共同住宅等(省令第四条第二号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの (三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの (四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの (五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの (六) 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの (七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの (八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの (九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの | 四万五千円(計画が法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合することを知事が認める者が証する書類(以下「適合証」という。)を提出する場合にあつては、一万七千円) 十万二千円(適合証を提出する場合にあつては、三万千円) 十六万三千円(適合証を提出する場合にあつては、四万八千円) 三十一万九千円(適合証を提出する場合にあつては、八万六千円) 五十七万七千円(適合証を提出する場合にあつては、十五万円) 九十八万円(適合証を提出する場合にあつては、二十五万五千円) 百八十一万円(適合証を提出する場合にあつては、四十八万四千円) 二百五十八万七千円(適合証を提出する場合にあつては、六十九万二千円) 三百十六万八千円(適合証を提出する場合にあつては、八十三万六千円) |
| 二 法第八条第一項の規定による計画の変更の認定の申請(以下「計画変更認定申請」という。) (一) 一戸建ての住宅に係るもの (二) 住戸の総数(計画変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。)が五戸以下の共同住宅等に係るもの (三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの (四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの (五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの (六) 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの (七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの (八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの (九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの | 一万二千五百円(適合証を提出する場合にあつては、八千五百円) 五万七千円(適合証を提出する場合にあつては、一万五千五百円) 八万五千五百円(適合証を提出する場合にあつては、一万四千円) 十五万九千五百円(適合証を提出する場合にあつては、四万三千円) 二十八万五千五百円(適合証を提出する場合にあつては、七万五千円) 四十九万円(適合証を提出する場合にあつては、十二万七千五百円) 九十万五千五百円(適合証を提出する場合にあつては、二十四万二千円) 百二十九万三千五百円(適合証を提出する場合にあつては、三十四万六千円) 百五十八万四千円(適合証を提出する場合にあつては、四十一万八千円) |
| 三 法第九条第一項の規定による計画の変更の認定の申請 | 三千円 |
| 四 法第十条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請 | 一千円 |

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十六号

一般職の職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第二項中「校長」の下に「副校長」を加える。

別表第四第一号の表の備考一及び別表第四第二号の表の備考一中「忝知」の次に「、副忝知」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項中「校長」の下に「副校長」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十七号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

- 3 教育長の退職手当の額は、教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年秋田県条例第二十七号)の施行の監視に教育長の職にある者に支給するものであつて同条例の施行の日を含む任期に係るもの限り、第三条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附則第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第二十八号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十七年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「五、六二三人」を「五、五二七人」に改め、同条第二号中「三七〇人」を「三五八人」に改め、同条第三号中「二一人」を「二一人」に改め、同条第四号中「三七四人」を「三六六人」に改める。

第二条第一号(中)中「二、二二七人」を「二、二〇八人」に改め、同号(ロ)中「一〇七人」を「九二人」に改め、同条第三号(中)中「一八人」を「二七人」に改める。

第三条第一号中「九六四人」を「九七五人」に改め、同条第二号中「七八人」を「七四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十九号

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県警察職員定数条例(昭和二十九年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一八〇人」を「一八一一人」に、「一、一〇人」を「一、一一三人」に、「五八二人」を「五八三人」に、「二、三四九人」を「二、三五四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第三十号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表の一の項のイ中「の遊技機」の下に「(以下「未認定遊技機」という。)」を加え、「一万六千円」を「一万五千円」に、「二万七千円」を「二万五千円」に改め、同項のロ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)」を「二千八百円(検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。))がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乘じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機)」に、「二千七百円」を「八千円」に改め、同項のハ中「一万五千円」を「一万四千円」に、「二万七千円」を「二万四千円」に改め、同表の二の項のイ中「二千七百円」を「二千二百円」に改め、同項のロ中「二千七百二十円」を「四千三百四十円」に改め、同項のハ中「三万七千七百円」を「三万五千円」に、「八千二百円」を「一万六千三百円」に、「二万四千七百円」を「二万九千円」に、「五千九百円」を「一万四千四百円」に、「五万九千七百円」を「五万九千円」に、「一万四千七百円」を「一万三千円」に、「三万七千五百円」を「三万五千円」に、「一万八千円」を「一万九千円」に、「三千六百八十円」を「一万二千六百円」に改め、同表の三の項のイ中「六千三百円」を「三千九百円」に改め、同項のロ中「一万八千円」を「六千三百円」に改め、同項のハ中「百五十三万円」を「百四十三万五千円」に、「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に、「百十四万四千円」を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万七千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万一千円」に、「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万五千円」に改め、同表の四の項のイ(1)中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に、「八千五百円」を「二万三千三百円」に改め、同項のイ(2)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「八千五百円」を「二万三千円」に改め、同項のイ(3)中「五千七百円」を「二万千円」に改め、同項のロ中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三百円」に改め、同項のハ及びニ中「三万三千三百円」を「四万二千三百円」に、「一万八千円」を「二万六千三百円」に改め、同項のホ中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「三千三百円」を「一万九千五百円」に改め、同表の五の項のイ中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を「百十三万五千円」に、「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」

に改め、同項のロ中「百八十一万二千円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に改め、同項のハ中「百十八万七千二百円」を「百十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に改め、同項のニ中「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表の六の項のイ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」を「二千四百円」に改め、同項のロ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「三千四百円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）」を「五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）」に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機）に、「二千七百円」を「八千円」に改め、同表の備考一中「九千三百円」を「八千六百円」に改め、同表の備考二中「七千四百円」を「六千八百円」に改め、同表の備考三中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ二項の下欄に定める額から二千七百円」を「二項の下欄の規定にかかわらず、同項のイの場合にあつては零円とし、同項のロの場合にあつては四十円とし、同項のハの場合にあつてはそれぞれ同項のハの下欄に定める額から八千円」に改め、同表の備考四中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 三 十 一 号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年五月三十一日」を「平成二十七年四月二十九日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。